

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成 16 年 5 月 7 日

京都市長 柘本頼兼

京都市規則第 12 号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市地域水道条例の一部を改正する条例（平成 13 年 12 月 27 日京都市条例第 36 号）の施行期日は、平成 16 年 5 月 10 日とする。

（上下水道局総務部地域水道課）